

令和元年第7回農業委員会総会議事録

令和元年7月12日（金）第7回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
	2番	清原 保		3番	大原 砂利
	4番	三上 雄二		5番	谷川内 茂
	6番	倉脇 敏弥		7番	眞壁 勲二
	8番	神山 順一		9番	川上 憲次
	10番	久保木 誠		11番	藤本 彰
	12番	山田 條一		13番	小田 正廣
	14番	奥山 亮		15番	橋本 澄男
	16番	藤澤 和利		17番	仲田 清志

推進委員 10人

	1番	小西 堅		2番	山本 計博		3番	泉 登
	4番	溝尾 美恵子		5番	三輪 金樹		6番	長岡 保義
	7番	後藤 保夫		8番	井上 光男		9番	鈴江 寛
	10番	奥津 忠和						

欠席委員 なし

議事	議案第31号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第32号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第33号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第34号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第35号	現況証明にかかる現況認定について
	議案第36号	農地の権利移動を認める別段の面積の設定について
報告事項		農地改良届について
		農地法施行規則第29条の届について
		農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
		平成30年7月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について
		法務局照会について
		完了届について
		利用権設定中途解約について
		農業委員会における活動計画について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	小川 泰典
	次長	竹村 陽子
	主幹	藤井 和昭
	主査	滝口 良樹

（開会時刻 午前9時30分）

藤井主幹	それでは、新見市農業委員会第7回総会を開催致します。 本日の出席は28名、欠席ありません。 それでは逸見会長から挨拶をお願いします。
会 長	皆さん、改めましてご苦労様です。 （中略） 本日もよろしくお願い致します。
藤井主幹	ありがとうございました。続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。 今回は8番神山委員に先導をお願い致します。
神山委員	「農業委員会憲章」の先導
藤井主幹	ありがとうございました。それでは、ここからの進行は会長よろしくお 願い致します。
会 長	恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力を よろしくお願い致します。 それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。 本日議事録署名委員は1番谷岡代理、2番清原委員をお願い致します。 続いて、日程2「議事」に入ります。 議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説 明をお願いします。
小川局長	今月は農地法第3条の申請が4件ありました。現地調査を6月26日に 行いました。1番ですが、場所は井倉、現況地目は畑、交換により所有権 移転をするというものです。作物は野菜、作業従事者は2名となっております。3条2項各号の該当状況ですが、1号の「全部効率利用」ですが、 機械、従事者等も揃っており農地のすべてを効率的に利用できるものと思

われます。2号ですが譲受人は個人であり該当致しません。3号信託でもないので該当致しません。4号「農作業常時従事」ですが譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる為該当致しません。5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えているので該当致しません。6号の貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、譲渡人と譲受人の双方の合意により近隣農地と交換するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の農地を全て利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また近隣耕作者同士の交換であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

会 長

交換ということで2番も続けて説明願いますか。

小川局長

では続けて2番も説明します。場所は井倉の畑、1番の申請地との交換により所有権移転をするというものです。作物は野菜、作業従事者は2名です。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えています。7号の地域調和ですが、譲渡人と譲受人の双方の合意により近隣農地と交換するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号についても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の農地を全て利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしており、また近隣耕作者同士の交換であり、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

藤澤委員

7月8日に会長、三輪委員、私と譲受人とで現地調査いたしました。場所は井倉の●●にあがると●●があり、そこを左へ300m行き、そこを右へ50m上がった1番の譲受人の自宅の前の畑であり、2番の畑はその左前にあります。面積の差については別に山林を譲渡するという事で、話ができています。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長	ご意見等ございませんので、議案第31号1番・2番に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて3番について事務局の説明をお願いします。
小川局長	3番ですが、確認を7月5日に行いました。場所は哲多町老栄の畑6筆、贈与により所有権移転をするというものです。作物は野菜、作業従事者は1名です。第3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えています。7号の地域調和ですが、高齢で耕作できないため、申請地の近隣の農業者に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号についても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の農地を全て利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしており、また近隣耕作者への贈与であり、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを充たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
奥山委員	7月9日に川上委員、鈴江委員、私と申請者とで現地調査致しました。場所は哲多町の●●集落の集会所の目の前です。何年も譲受人が耕作しておりこの度、申請人が贈与したいということです。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第31号3番に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて4番の事務局の説明をお願いします。

小川局長	<p>4番ですが、場所は哲西町大野部の田、売買により所有権移転をするというものです。作物は水稲、作業従事者は3名です。第3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えています。7号の地域調和ですが、近隣の農業者である譲受人がこれまで耕作をしてきたが、このたび正式に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号についても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の農地を全て利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も充たしており、また近隣耕作者への贈与であり、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを充たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
谷川内委員	<p>7月8日に奥津委員、三上委員、私とで現地調査いたしました。場所は●●●●●から●●●●●方面へ1kmへ行き左へ上がった所です。所有権移転ですが、譲受人が以前より耕作されており、正式に譲受人の名義にするということです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第31号4番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて議案32号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>4条の申請は2件です。確認を6月26日に行っています。1番の場所は大佐田治部、現況地目は田、転用目的は建設重機駐車場、転用理由は既に許可を得た敷地に建設重機修理工場を建設していますが、このたびそれに付随して建設重機駐車場を整備するものです。工事期間は許可日から令和元年9月30日です。この申請地は農振農用地から除外したもので甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。既に許可を得た敷地に建設重機修理工場を建設していますが、こ</p>

	<p>のたびそれに付随して建設重機駐車を整備するもので申請地以外に適当な場所はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載の通りで全て自己資金です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
山田委員	<p>7月3日に久保木委員、後藤委員、私とで現地調査いたしました。場所は県道勝山線の●●●●●●から●●●へ約1km行った左側に重機修理工場兼店舗があります。その隣に今建設中の修理工場がありその横に重機駐車を整備したいということです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
仲田委員	<p>店の前の所に重機が置いてあったようですが関係はあるのですか。</p>
山田委員	<p>あそこは関係ありません。</p>
会 長	<p>ほかにご意見等ございませんので、議案第32号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて2番の事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番、確認を6月26日に行っています。場所は哲西町上神代、現況地目は畑、転用目的は墓地、転用理由は現在の墓地が山中にあり、墓参りが困難なため自宅近くに移転したいということです。工事期間は令和元年9月1日から令和元年12月31日です。この申請地は甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。墓地が山中にあってお墓参りに不便な為、自宅近くに移転するもので申請地以外に適当な場所はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費及び墓石設置費は記載の通りで全て自己資金です。</p>

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
三上委員	7月8日に谷川内委員、奥津委員、私とで現地調査いたしました。場所は国道182号線沿いJR●●駅の向かいの少し上の●●●●●の下隣の畑の一番上の端に墓地の用地がありました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第32号2番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。なお、2件とも県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。 (全員承諾)
会 長	続いて議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回、5条の申請は4件です。現地確認は6月26日に行いました。1番の申請地は正田、現況地目が畑、転用目的は道路です。転用理由は既存道路が狭く緊急時に円滑に通行ができるように隣接する申請地を道路として拡幅して利用するという事です。契約の種類は、使用貸借権の設定で、工事期間は許可日から令和元年10月31日です。この申請地は都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地です。現在、申請者宅への進入路は狭く緊急時などに円滑に通行ができないためこの度進入路に隣接する申請地を拡幅し自宅への通行がスムーズに出来るように道路として使用するものであり、所有する土地で申請地以外に適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。又、被害防除計画も適正であり、周辺農地に影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画については、土地造成費は記載の通りで全て自己資金であります。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。

藤澤委員	<p>7月8日に会長と三輪委員と私と借受人の一人とで現地調査いたしました。場所は●●の●●●という喫茶店の手前から旧道に入り左へ30m入り、左へ入る角の場所で、現在乗用車がいっぱいであるその角を3～4m借り受けて広くして通りやすくすることです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第33号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて2番について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番ですが、6月26日に確認しました。場所は正田で、現況地目は田、転用目的は事務所兼倉庫で、転用理由は教材販売事業をしており、教材の保管場所の倉庫を備えた事務所を新築するために利用するという事です。契約の種類は使用貸借権の設定で、工事期間は許可日から令和元年8月31日です。建ぺい率は38.93%です。この申請地は都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地です。借受人は現在、教材販売事業をしており、この度、義父の申請地を借り受け、教材の保管場所の倉庫を備えた事務所を新築するもので、申請地に代えて利用できる適当な土地がなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。又、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画については、土地造成費、建築費は記載の通りで、自己資金と借入金であります。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
藤澤委員	<p>7月8日に会長と三輪委員と私で現地調査いたしました。場所は下の●●橋を渡った三叉路があり、その右側の土地で貸付人が借受人の義父にあたり、この話が出たということです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>

	(意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第 3 3 号 2 番に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて 3 番について事務局の説明をお願いします。
小川局長	3 番, 4 番は関連がありますので一緒に説明させて頂いてよろしいでしょうか。
	(全員承諾)
小川局長	3 番については 7 月 5 日に確認しました。場所は西方で、現況地目は田、転用目的は資材置き場及び駐車場で、転用理由は●●事業のための資材置き場及び駐車場を整備するものです。契約の種類は売買による所有権移転で、価格は記載の通りで、工事期間は許可日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日です。資金計画ですが土地造成費は記載の通りで全て自己資金です。続けて 4 番ですが場所は 3 番と同じく西方で、現況地目は畑、転用目的は資材置き場及び駐車場で、転用理由は●●事業のための資材置き場及び駐車場を整備するものです。契約の種類は売買による所有権移転で、価格は記載の通りで、工事期間は許可日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日です。資金計画ですが土地造成費は記載の通りで全て自己資金です。この申請地どちらも農用地区域内農地以外であって、甲種農地・第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの条件にも該当しない農地で第 2 種農地と考えます。借受人は●●●●の製造販売事業を行う法人ですがこの度、資材置き場及び駐車場を整備するもので所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地がなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。又、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
仲田委員	7 月 6 日に大原委員と井上委員と私とで現地調査いたしました。場所は、●●●●●●の入口にあたり、市道脇に並びで 3 番、4 番の土地があり、現況は田、畑になっていますが、ほとんど原野に近い状況でした。この件については溝尾委員が詳しくご存じなので補足説明をお願いします。

溝尾委員	<p>丁度、公園と●●●●●の間で牛を放牧すればよいような土地です。4番の共有地ですが昔、そこは梨園で共同の農園があり、それを5人で持っており、以前、別々に管理をするということで名前を区分をして土地は共有地で管理は個別でしていました。国土調査の時に山だったり原野だったりして、この農地になっている所は茶畑でした。それでここだけを農地として分筆をしているということで、地区民としても他に臭いの事もあり、譲受人に買ってもらえればありがたいという状況です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問はありませんか。議案第33号3番・4番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。なお、4件とも県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(全員承諾)</p>
会 長	<p>続きまして議案第34号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>今回、新規の貸付が2件出ております。</p> <p>(議案第34号1番、2番を資料により朗読説明)</p> <p>なお、1番は農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願いします。</p>
奥津委員	<p>7月8日に谷川内委員と三上委員と私とで現地確認をしました。場所は哲多町の●●と哲西町の●●の境、県道を哲西町の方に1番は500mくらい行った所、2番は200mくらい行った所です。1番は道路のほとりに5筆あり、2番は左側の5枚目にこの田がありました。下の方は作付けされていませんでした。2番も荒興しされていませんでした。</p>

会 長	<p>地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第34号新規の案件に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め新規は決定と致します。続いて再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>再設定の貸付が3番～5番の3件出ております。いずれも今まで耕作されてきたものの継続であり問題ないと思われま。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりましたが、関係地区委員より補足説明はありますか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>ないようですので、再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第34号再設定の案件に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め再設定は決定と致します。続きまして議案第35号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回2件あります。1番ですが6月21日に確認を行いました。場所は神郷釜村の11筆、現況地目は原野、理由は平成元年頃から耕作しておらず、雑木が生え原野となっています。2番、6月26日に確認、場所は哲多町矢戸の7筆、現況地目は原野、ここも平成10年頃から耕作しておらず、雑木が生え原野となっています。</p>

会 長	この件について関係地区委員の説明をお願いします。
橋本委員	1番、7月6日に仲田委員、大原委員と井上委員と私とで現地確認しました。記載の通り、30年前より放棄され、雑木が生え原野となり、前年度の7月豪雨で川が氾濫し田の土手が壊れている状況です。再生するには重機を入れてしなければいけないという話をし、原野であると確認しています。
奥山委員	2番、7月9日に川上委員、鈴江委員、私とで確認しました。場所は●●●●から●●方面へ2km行った所です。境がわからないほど木が生えていました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第35号1番・2番について賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め本議案は決定と致します。続きまして議案第36号現況農地の権利移動を認める別段の面積の設定について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	このたび、空き家バンクに登録されていた物件について県外の方からこの物件を購入したいとの話がありました。これに付随した農地があったので別段の面積の設定を申請されたものです。場所は哲西町大野部、畑が893㎡で本市で設定してある0.1a(10㎡)以上に当てはまるものです。今回この案件が決定しましたら、農地法第3条の申請が提出される予定です。
会 長	この件について関係地区委員の説明をお願いします。
谷川内委員	7月8日に三上委員と奥津委員と私と申請者とで確認しました。場所は哲西町大野部から●●に向かう途中にある●●●の隣です。土地は申請者宅の裏側にあり、草刈りはしてありましたが作付けはされていませんでした。

会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第36号について賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 ここで10分間休憩を取ります。(10:20~10:30)
会 長	時間がまいりましたので再開します。続いて報告事項をお願いします。 農地改良届について事務局の説明をお願いします。
小川局長	1件出ています。確認を6月21日に行っています。場所は神郷釜村、現況地目は田、目的は嵩上げということで、改良高は0.3m、改良面積は1,000㎡です。理由は嵩上げし、排水を良くするという事です。期間は令和元年7月1日から令和元年9月30日です。
会 長	この件について関係地区委員の説明をお願いします。
橋本委員	6月28日に、仲田委員、大原委員、井上委員と私とで確認を行いました。場所は新見多里線を●●方面、●●●より3km程行き、●●●という集落に入り中間地点です。現場はこの面積が1mくらい区域がありこれを30cm嵩上げしたら上の田と一緒に管理できるということで、既に残土を山にしてありました。去年の豪雨時の川の残土と思われます。1枚の面積が3反になり、使いやすと思います。
会 長	続いて農地法施行規則第29条の届について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回は2件あります。1番ですが確認を6月26日に行っています。場所は坂本、現況地目は畑3筆、目的は農道、延長が47m、面積が134㎡、理由は農道を設置し、農作業の効率化を図るというものです。続いて2番、確認は6月26日に行っています。場所は哲多町矢戸、現況地目は田、目的は農機具倉庫、面積は68.32㎡です。理由は農機具を保管

	する倉庫を設置し、農作業の効率化を図るというものです。
会 長	この件について関係地区委員の説明をお願いします。
眞壁委員	1番、7月10日に泉委員と確認しました。場所は坂本●●、昨年豪雨で一部被災した場所です。
奥山委員	2番、7月9日に川上委員、鈴江委員と私とで確認しました。場所は●●●●から1km西へ行った所です。家のすぐ側に倉庫を作りたいということでした。
会 長	次に農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回は2件出ています。1番、確認を6月26日に行っています。場所は千屋実、現況地目は田、転用目的は携帯電話無線基地局の設置で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービス向上を図るためです。契約の種類は賃貸借権の設定で、工事期間は令和元年9月4日から令和元年11月5日です。続いて2番、確認を6月26日に行っています。場所は大佐田治部、現況地目は畑、転用目的、理由、契約の種類は1番と同様です。工事期間は令和元年7月22日から令和元年8月29日です。
会 長	この件について関係地区委員より説明をお願いします。
小田委員	確認を7月7日山本委員と私で行いました。場所は千屋大井野線、●●から約1km県道沿いに設置する予定だそうです。
山田委員	確認を7月3日に行いました。場所は田治部地内の●●を南に5km行った所の●●●●●の右側になります。5月17日の委員会時と同じ場所なのですが違う点は場所が40～50m移動しているということと貸付人の名義が変わっています。借受人は前回とは違うところです。
会 長	続いて平成30年7月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について事務局の説明をお願いします。
小川局長	届出が3件出ています。これは農地法施行規則に基づいて、非常災害等により公共事業で行う復旧のための転用の場合は許可がいらぬということがありますので、このような手続きを行っています。確認を7月5日に行っています。1番、場所は西方、現況地目は田、変更内容は残土置き

	<p>場、変更期間は恒久となっています。2番は1番に隣接しており、内容も先程と同じです。3番の確認は6月26日に行っています。場所は千屋、現況地目は田、変更内容は残土置き場、こちらも変更期間は恒久となっています。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より説明をお願いします。</p>
仲田委員	<p>確認は7月6日に、大原委員、井上委員と私とで行いました。1番は、竣設工事の残土を入れた感じでした。2番は、確認日に●●建設が圃場の整備をして土を入れて田に復旧するということでかなり出来上がっていました。水路は田で使うということで、変更内容は残土置き場ですが、ここで残土を入れて田に復旧すると聞いています。恒久ではありません。今、基盤をされていました。1番は恒久で、2番には水路がないのでどうされるかと尋ねたらポンプアップして水を入れると聞いております。</p>
会 長	<p>場所はどこですか。</p>
仲田委員	<p>場所は、●●●●上流へ100m行った所です。●●自体が被災しており、道路復旧が6割くらい済んでいる感じです。次々、田の方は出てくるのではと思います。</p>
小田委員	<p>3番、7月7日に山本委員と確認しました。場所は●●の入口から約1kmを左に入ると家が2軒あるのですが、家の前の田が残っているだけでその上流の農地は全て流されました。今、重機が入り復旧作業が行われていました。残土置き場がここしかない状況です。田は結構大きいのですが今後どうされるかは聞いていません。</p>
会 長	<p>2番についてはどうですか。</p>
小川局長	<p>こちらが受けているのは恒久ということでしたが、仲田委員が言われたように農地として戻されるようなら現況調査等で確認して頂いて農地と判断したらと思います。</p>
会 長	<p>これは本人が届出をするのですか。</p>
小川局長	<p>記載してありますが、届出者は建設部で公共事業をする事業主体となっています。建設部の方では、そこを恒久的に残土置き場として使いたいということで届出が提出されてます。現況が残土置き場として続けばそうなりますし、農地に復旧されればその時点で農地として認定をして頂くこと</p>

	になります。
後藤委員	地主の了解を得て建設部もされるのでしょうか。
小川局長	地主の確認は取れているとの確認はしております。
橋本委員	本人と市の建設課との折り合いはできているのですか。中途半端ではないのですか。残土置き場にするが後は田に復旧するという地主の考えと、市は恒久的に残土置き場にするという考え、その当たりをはっきりさせて進めて頂きたい。
会 長	この件は建設課との話で調整して下さい。再調査して、次の会で報告をしてもらいます。続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回は1件出ています。6月20日に確認を行っています。場所は哲西町矢田、現況地目は雑種地2筆、理由は平成10年頃に埋立てをしており、雑種地となっているというものです。
会 長	この件について関係地区委員より説明をお願いします。
三上委員	確認は7月8日に谷川内委員、奥津委員と私とで調査しました。場所は国道182号線の旧道にある●●●●●があり、バイパス側の川にある堤防沿いに新しい道がついており、その残土を置かれたのではないかと思われます。もともと三角の狭い田でした。ずっとそのままで、結局、雑種地になっています。
会 長	続いて完了届について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	完了届は4件出ています。 (1番～4番を資料により朗読説明)
会 長	この件について関係地区委員より確認日と完了状況の報告をお願いします。
眞壁委員	1番、7月10日に泉委員と現地確認しました。出来上がって、既に稲が作付けされていました。
谷岡代理	2番、7月6日、小西委員と確認しました。申請通り完成していました。

小田委員	3番、7月7日、山本委員と確認しました。出来ていました。
久保木委員	4番、7月3日確認しました。申請通りでした。
会 長	続いて利用権設定中途解約について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	利用権設定の中途解約が4件出ています。 (1番～4番を資料により朗読説明)
会 長	この件について関係地区委員より説明をお願いします。
鈴江委員	1番、7月9日に川上委員、奥山委員と現地確認しました。場所は●●●●●より●●●●線を3km行き、更に●●線を500m行った所です。借受人が耕作できないということでした。
奥津委員	2番から4番、7月8日に谷川内委員、三上委員と現地確認しました。場所は国道182号線を行くと●●●●がありそこから右に上がり2,3km行った所の左側に田があったのですが、水害による罹災ということので借受人が出来ないということです。
会 長	続いて農業委員会における活動計画について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について(冊子説明)
久保木委員	違反転用の面積が●.●●haとなっていますが、内容はどのようなのですか。
竹村次長	これは●●の面積です。
会 長	続きまして日程3協議事項に入ります。本日の農地のパトロールについて農地部会長から説明をお願いします。
仲田委員	午後1時にまなび広場前に集合して下さい。今回は完了届が出ていない所の一覧表を配布しておりますので、そこを中心をお願いします。事故等には十分気を付けて下さい。
会 長	続いてその他ですが、事務局からお願いします。

小川局長	<p>懸案事項であります●●●●の違反転用についての状況を報告します。勧告を行っていましたが、先方より6月17日に撤去を完了したということで6月24日付けの文書で完了報告が提出されました。これを受け調整部会で7月1日に現地で撤去を確認しました。これで●●●●の違反転用については解消されたということになります。その後、地権者より防草発電シートを法面に設置したいという意向を受けました。このシートはパネルとは違い、防草目的で法面に設置する場合は転用の許可がいないという見解を国が示しております。許可がいないということですが、調整部会で検討した結果、何らかの届出がいるのではないかとということになり、その取り扱いについて、協議の結果、お手元にある取扱要領を作成しました。7月1日付けで部会で確認し、これに基づき運用していくこととしております。先方からはまだ届は出ていません。今回の総会で正式に承認して頂ければと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防草発電シートの資料説明 ・防草発電シートを農地の法面又は畦畔に設置する場合の届出の取扱要領の説明
会 長	この件について、ご意見、ご質問はありませんか。
三輪委員	<p>本地に防草発電シートが設置されない設計となっていること、となっているのですが、設置される設計になっている、ということではないのですか。</p>
会 長	<p>本地とは、田面とか畑面の作付けをする部分なので法面は本地にはなりません。他にございませんか。</p>
谷川内委員	<p>新見市はこれを独自に決めるわけですが、指導方法とかはどのようにする考えなのですか。</p>
小川局長	<p>既に、7月の市報には、パネルを設置する場合には必ずお問い合わせ下さい、と載せています。</p>
会 長	<p>許可はいらぬが届はしてもらわないといけません。皆さんも気にかけておいてください。</p> <p>ほかにご意見・ご質問はありませんか。ここで承認頂ければ7月1日からの施行としたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

会 長	全員賛成と認め調整会議の決定通り7月1日付けで施行します。 続いてその他ですが、事務局よりお願いします。
竹村次長	<ul style="list-style-type: none"> ・この後の農地パトロールの日程について ・8月の利用状況調査について
藤井主幹	次回の日程は8月9日(金)の9時30分から南庁舎1階C会議室で開催します。9月13日(金)、10月11日(金)も同じく9時30分からで、場所は来月お伝えします。
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。ないようでしたら、谷岡代理が閉会の挨拶を行います。
谷岡代理	(閉会挨拶)

(閉会時刻 午前11時20分)